

別紙標準様式(第7条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和4年(2022年)7月9日(土曜) 10時00分から 12時00分まで
開 催 場 所	Web会議(別館4階 特別会議室)
出 席 者	委員5名中5名出席 会長:本多重夫委員、副会長:服部純子委員、 委員:加嶋章博委員、原田隆史委員、藤本真里委員
欠 席 者	なし
案 件 名	1. 会長、副会長の選任について 2. 委員会の運営について 3. 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定候補者選定について (1) 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場の施設の概要及び管理運営状況について (2) 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者募集要項(案)、基本仕様書(案)について (3) 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者選定基準(案)について 4. プレゼンテーションの実施方法について 5. その他
提出された資料等の の 名 称	資料1 諮問書 資料2 委員名簿 資料3 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場の施設の概要及び管理運営状況について 資料4 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者募集要項(案) 資料5 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場管理運営業務基本仕様書(案) 資料6 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者選定基準(案) 資料7 第2回枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指定管理者選定委員会の進行について

審 議 内 容	
	資料8 枚方市立図書館条例 資料9 枚方市立図書館条例施行規則 資料10 枚方市都市公園条例 資料11 枚方市都市公園条例施行規則 資料12 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程等（抜粋）／枚方市情報公開条例（抜粋） 資料13 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例 資料14 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 資料15 地方自治法（抜粋・第244条の2）
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・会長に本多委員、副会長に服部委員を選任することを決定。 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公表、委員会への提出資料は本委員会の答申後に公表とすることについて決定。 ・募集要項（案）、基本仕様書（案）について、原案どおり確定した（募集要項「5. 提案上限額」に記載の指定管理料による評価と提案内容による評価の割合を除く）。 ・選定基準（案）について一部内容を修正し、会長一任のもと内容を決定。 ・次回の第2回選定委員会で申請団体によるプレゼンテーションを実施すること及びその実施方法を決定。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	総合教育部 中央図書館 土木部 みち・みどり室 工事委託課

※会長、副会長の発言について、会長、副会長の立場からの発言は発言者名を「会長」又は「副会長」、それ以外は「委員」と表記する。

(10:00 開会)

1 開 会

事 務 局： それでは、ただいまから、第1回枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指定管理者選定委員会を開会いたします。本委員会の会長が選任されるまでの間、私のほうで委員会の進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず本日、本委員会に対し、枚方市長、枚方市教育委員会から諮問書が提出されております。こちらは、本委員会の諮問対象である「枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場」につきまして、図書館と中央公園の一部であります「みどりの広場」とを、一つの指定管理者に一体的に管理運営を行わせようとするものであることから、諮問書につきましても、図書館を所管する教育委員会と公園を所管する市長、それぞれから諮問させていただいたものでございます。皆さんにも、資料1として、その写しをお配りしております。本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。委員の皆様におかれましては、枚方市長、枚方市教育委員会の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で評価いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者として御答申いただくものでございます。本日を第1回とし、御答申をいただきますまで、全3回御審議をいただく予定としておりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の出席委員は5名で、全員の御出席をいただいております。本日の会議が成立している旨、御報告をいたします。

それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、資料1から資料15、それから参考資料1から参考資料5となります。よろしいでしょうか。

2 議 題

案件1. 会長、副会長の選任について

事 務 局： それでは、案件を御審議いただきたいと思います。まず、「案件(1) 会長、副会長の選任について」でございますが、本委員会には、条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例に倣い、適宜、法的また財務的な事項に御留意をいただきながら、各委員の豊富な知識、御経験によりまして、活発な御議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、会長を弁護士の本多重夫委員に、副会長を税理士の服部純子

委員にお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

○（「賛成します」の声）

事務局：ありがとうございます。御異議がなければ、承認の挙手をお願いいたします。

○（全員の承認を確認）

事務局：ありがとうございます。それでは、会長に本多重夫委員、副会長に服部純子委員を選任いただくことを御承認いただきました。

では、会長、副会長より一言御挨拶をいただきたいと思っております。まず、本多会長、よろしくお願ひいたします。

会長：本選定委員会の会長に選任していただきました本多でございます。委員会の先生方の専門的な知見に基づく貴重な御意見を賜りまして、枚方市にとって最も良い選定候補者を選んでいきたいと思っておりますので、御協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

事務局：ありがとうございます。では、服部副会長、よろしくお願ひいたします。

副会長：ただいま副会長に任命いただきました税理士の服部と申します。本多会長を補佐し、会務の円滑な進行を努めたいと思っておりますので、皆様、御協力よろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございます。それでは、ここからは本多会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

案件2. 委員会の運営について

会長：それでは、まず、「案件（2）委員会の運営について」を議題とさせていただきます。本件について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局：それでは、御説明をいたします。今後、本委員会を進めるにあたり、まず、会議の公開・非公開。次に、会議録の作成方法と公表・非公表。次に、会議資料の公表・非公表、この3点について御決定いただきたいと考えております。

資料12「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」（抜粋）をごらんください。この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第3条の網掛け部分ですが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載しております（1）から（3）のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。また、その下の第2項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議において御決定いただく旨を規定しております。事務局といたしまし

ては、これ以降、本委員会で御議論いただく内容については、この第3条(2)、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。具体的には、次のページをごらんください。本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この第5条第6号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、次の1ページにお戻りいただきます。次に、会議録の作成について、規程の第6条第4項にありますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆さんの発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とするものが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、委員と表記させていただいてはどうかと考えております。なお、事務局といたしましては、会議録については事務局で作成し、全委員に御確認をいただいた上で、答申をいただいたあと、公表する取扱いとしていただいております。

最後に、委員会の提出資料について、こちらにつきましては、ただいま御説明いたしました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいたあと、公表する取扱いとしていただいております。

ただし、資料2の委員名簿につきましては、情報公開を進める今日的な状況から、本市では、公表している現状がございますことから、資料2に記載されている程度で、委員名とその御職業を公表しております。なお、応募者が委員に接触した場合は、その応募者を失格とする要件を設定しております。以上でございます。

会 長： ありがとうございます。ただいまの事務局からの委員会の公開等に関する説明について、委員の先生方からの御質問・御意見等ございましたら、御発言いただけますか。

委 員： 基本的には、今の説明は会議を非公開とし、議事録を公開するという理解でよろしいでしょうか。

事 務 局： おっしゃる通りでございます。

委 員： 分かりました。会議は非公開にしなければいけないものなのですか。

事 務 局： 枚方市公開情報公開条例の第5条に規定する非公開情報が含まれているというところで、この会議を非公表とする形を取らせていただきたいと考えています。

委 員： はい、分かりました。お任せをいたします。

会 長： ほかの先生方どうですか。

特に、御質問等おありにならないようでございますので、お諮りさ

させていただきます。本件につきましては、事務局のほうから提案があったところがございますが、委員会の会議は非公開として、それから会議録と委員会の提示資料等は、本委員会の答申後に公表すること等につきまして、御異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

○（「異議なし」 全員の挙手を確認）

会 長： それでは、御意見なしと認めまして、事務局提案のやり方でやるというふうにご理解いただきたいと思えます。

委員会の日程等について、次に、事務局のほうから御説明いただけますか。

事 務 局： 御説明いたします。まず、参考資料1「指定管理者選定委員会の開催日程（案）」をごらんください。公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、3日間の日程で開催をいただいております。今日は、第1回目として、資料3の「施設の概要及び管理運営状況」について説明をさせていただきます。その後、資料4の募集要項（案）、資料5の基本仕様書（案）について説明をさせていただきます。これらにつきましては、委員の皆様から御意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

次に、資料6の選定基準（案）について御説明をいたします。選定基準は、募集要項や仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様から申請団体を評価いただく際の基準となるものでございます。こちらにつきましては、本日、委員の皆様から御意見をいただいた上で確定をいただければと考えております。

最後に、次回、第2回委員会の進行について、御確認いただく予定としております。なお、本日の委員会で募集要項等を御確認いただき、本市においてその内容を確定いたしますと、7月19日、火曜日からはホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経まして、8月10日、水曜日からは、応募書類の受付を行う予定となっております。申請受付後は、事務局において提出書類の確認等を行った後、委員の皆様からメール等で申請状況等を報告の上、郵送で申請書類一式を送付させていただきます。お手元に届きましたら、申請書類を御確認いただき、第2回委員会のプレゼンテーションに備えていただければと思えます。続きまして、第2回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第3回の委員会で評価結果を確認いただきまして、委員の皆様の合議の上、御答申をいただきたいと考えております。

次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について御

説明をさせていただきます。参考資料2「指定管理者制度の概要等について」をごらんください。まず、1. 指定管理者制度の概要につきましては、記載のとおりとなっております。制度の説明は省略させていただきますので、御参照のほど、お願いをいたします。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会をごらんください。本委員会でございますが、この指定管理者となる候補者について、申請された団体が適当かどうか、御審査、御決定いただき、枚方市長に答申していただくものでございます。本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに、5名体制で合議体を構成するものとしております。

次のページをごらんください。本委員会の諮問対象である「枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場」の選定内容について記載をしております。資料の表、左端の列に、選定方法などの区分を、真ん中の列に、本施設における選定内容を、また、右の列には、備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取扱いを、それぞれ記しております。

では、上からまいりまして、まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「公募」することとしております。

次に、指定管理期間につきましては、本市では指定管理期間を原則5年としており、枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場につきましても、初回であった前回は建替え後、間もなくの管理開始ということで3年間としておりましたが、今回は5年間としております。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。指定管理者は、本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。この点については、3年前に、枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場の指定管理者を選定した際と同様となります。以上が、本施設の選定に際して基本的な事項でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

会 長： ありがとうございます。委員の皆さん、先生方、御質問、御意見等ございましたら、御自由に御発言いただけますか。

委 員： 選定委員会の予定のほうを確認させていただけますでしょうか。次回以降の日程はまだ調整中となっているのでしょうか。

事 務 局： 第2回は決定しておりまして、第3回は調整中となっております。

委 員： 分かりました。ありがとうございます。

事 務 局： また、第3回の日程のほうを再度調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

案件3. 指定候補者選定について (1) 施設の概要及び管理運営状況について

会 長： 次の案件に移らせていただきます。「案件（3）①枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場の施設の概要、管理運営状況について」事務局のほうから説明をお願いできますか。

事 務 局： それでは、説明させていただきます。資料3「枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場の施設の概要及び管理運営状況」をごらんください。香里ヶ丘図書館は昭和48年に図書館分室として開室し、昭和49年11月に香里ヶ丘図書館として開館しました。施設の老朽化等から平成30年より建替えを行い、令和2年7月22日にリニューアルオープンいたしました。リニューアルオープン後は、図書館分館の中で最多の利用実績を誇り、本市の南部地域における図書館サービスの拠点として、地域に根差した図書館サービスを提供しています。

1ページをごらんください。1. 施設の概要につきまして、(1)枚方市立香里ヶ丘図書館でございますが、(5)をごらんください。1階部分に閲覧室、お話コーナー、対面朗読室、書庫、香里ヶ丘ギャラリー等がございます。2階部分には多目的室が2部屋、うち1部屋はパーティションで部屋を区切って、2部屋としての使用が可能となっております。蔵書数は現在約10万冊でございます。

次に、2ページをごらんください。3. 管理運営状況について、建替え後の令和2年度から3年度にかけての2カ年の施設の利用状況を記載しておりますが、令和2年度につきましては、開館が年度途中の7月であったため、一部統計数字は途中からのものとなっております。また、貸出冊数につきましては、令和2年度、約39万冊、令和3年度、約65万冊と大幅に増加しており、図書館分館の中で最多の実績となっております。

次に、4ページをごらんください。(2) 施設の収支状況について記載しておりますので御参照ください。なお、図書購入費、巡回業務委託料、システム開発・維持管理関連経費、光熱水費等、指定管理者が負担していない部分については記載しておりません。

続きまして、みどりの広場の部分について説明させていただきます。恐れ入りますが、資料の1ページ目にお戻りいただき、(2)枚方市立香里ヶ丘中央公園みどりの広場をごらんください。みどりの広場は、香里ヶ丘中央公園の一部でございます。大変、恐れ入りますが、別紙1-3をごらんください。二つの円形の園路を重ねた部分が、みどりの広場でございます。面積としましては、①イベント広場部分と図書館に接する部分と、②景観法面部分を合わせた2,145平方メートルとなります。ほかに設備として、ベンチ、散水栓、イベント

等に使用できる電源を設置しております。また、みどりの広場は、図書館2階部分とブリッジで連結し、図書館との出入りが可能となっております。ブリッジにつきましては、図書館閉館中は通り抜けができないよう閉鎖しておりますが、広場部分は終日解放となっております。

恐れ入りますが、資料3にお戻りいただき、3ページの②香里ヶ丘中央公園（参考：指定管理区域外にある有料施設）をごらんください。ここでは、過去3年の運動広場の利用数及び利用率を掲載しておりますので御参照ください。

施設の概要及び管理運営状況についての説明は、簡単ではございますが、以上となります。会長、よろしくお願いたします。

会長： ありがとうございます。施設の概要、管理運営につきまして事務局のほうから説明ございましたけれども、御質問等があれば御自由にお聞きいただけますか。

○（質問等なし）

案件3. 指定候補者選定について (2) 募集要項、基本仕様書について

会長： それでは、次の案件に進めさせていただきたいと思っております。「案件(3)の②指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題とさせていただきたいと思っております。事務局のほうから説明お願いできますか。

事務局： それでは、資料4枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者募集要項（案）及び資料5枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場管理運営業務基本仕様書（案）に基づき、御説明いたします。募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容などといったルールや手順を記載した書類となります。また、基本仕様書につきましては、本市が当該施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。先ほど御説明いたしましたとおり、本日、これらの内容について、委員の皆様からの御意見等をいただき、市におきまして内容を決定し、公募の手続きを進めてまいりたいと考えております。では、内容の説明に入らせていただきます。

資料4「枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者募集要項（案）」をごらんください。1ページをごらんください。1. 対象施設につきましては、先ほど施設の概要にて説明させていただきましたとおりでございます。

次に、2ページをごらんください。2. 管理の基準について、休館日・開館時間を定めております。次に、3. 業務の範囲・内容について

は、後ほど「基本仕様書」で説明させていただきますが、ここでは※印のある業務については再委託ができないことを明示しております。

次に、4ページをごらんください。4. 指定の期間について、このたびの公募にかかる期間を5年と明記しております。次に、5. 提案上限額について、指定管理料の上限を4億807万5千円と定めております。

恐れ入りますが、参考資料3「指定管理料上限額の算定根拠」をごらんください。上限額の算定につきまして、(1) 人件費については、令和2年度、3年度の実績額から令和4年度の見込み額を基準額として設定し、過去の大阪府最低賃金を参考に年度ごとに2%上昇するという考えで算出しております。次に、(2) 事業費につきましては、図書館の開館が令和2年度の7月で、年度途中であったため、直近の令和3年度の実績額を基準値とし、また、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言や、蔓延防止等重点措置などによる主催イベントの中止など影響を受けておりましたので、その期間を考慮して算出しております。次に、(3) 事務経費につきましては、令和3年度の実績額をベースに、令和4年度の見込み額を基準額として設定した上で、物価上昇率2%を加味し、その額から資料複写による収入額を差引いて算出しております。2ページをごらんください。(4) 維持管理経費につきましては、令和3年度の実績額に、清掃業務、警備業務、修繕費などについて人件費の上昇が見込まれるため、人件費と同様に年度ごとに2%上昇するという考えで算出しております。次に、(5) 水道代につきましては、令和3年度の実績額を基に、事業費と同様、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言や、蔓延防止等重点措置などによって開館時間を縮小した期間を考慮して算出しております。なお、電気代につきましては、昨今のエネルギー価格の高騰などに伴い、算出が困難であるため、指定管理料には含めず、市が実績に基づいて電気代を支払うものとします。なお、香里ヶ丘図書館につきましてはオール電化のため、ガスは使用していません。以上、(1) から (5) の合計により、上限額が4億807万5千円となったものです。応募される事業者には、この金額を上限として、それぞれが積算された金額を提案していただくことになります。

それでは、募集要項の4ページにお戻りください。6. 指定管理業務従事者通勤用具（自動車）の駐車スペースについては、指定管理者の駐車スペースは確保していないことを記載しております。

5ページをごらんください。7. 備品等管理区分について、市の備品等の貸与にかかる取決め、8. リスク分担について、市と指定管理者のリスク分担を要項の最後につけております。別表1. リスク分担表のとおりとすることを記載しております。

次に、9. 提案にあたっての確認事項につきまして、後ほど「選定基

準」において御説明いたします。

次に、7ページをごらんください。8ページにかけましての10. 指定管理者に付与する権限について、付与する権限と共に、施設の改修・整備についても記載しております。この中では、施設の魅力アップのための改修改善提案を求めていることに触れております。

次に、8ページをごらんください。11ページにかけましての11. 経理に関する事項について、利用料金制度の適用は行わないこと、指定管理者の徴収または収納事務、自主事業の説明、図書館2階多目的室の目的外使用に係る貸出事務、指定管理業務にかかる経費や収入はほかの事業とは別の口座で管理すること、電話機やパソコンの使用にかかる取扱い、光熱水費について記載しております。また、今回の公募からは災害対応等の経費及び感染症対策経費の取決めなどを追加して定めております。

次に、12. 申請者の資格について、12ページの13. 指定管理者の義務について、枚方市が申請者並びに指定管理者全般に求めている内容を列挙しております。

次に、14ページの14. 提出書類及び16ページの15. JVで申請する際の留意事項においては、提出に当たっての確認事項を記載しております。

次に、16ページの16. 募集要項・指定申請書・様式等の配布から、17ページの18. 申請書受付において、各スケジュールを明示しております。配布は7月19日、火曜日から9月9日、金曜日までとし、現地説明会を7月26日、火曜日に予定しております。質疑期間は7月26日、火曜日から8月2日、火曜日までとし、回答の公開は8月10日、水曜日から9月9日、金曜日までとしております。また、申請書の受付でございますが、質疑の回答期間と同様、8月10日、水曜日から9月9日、金曜日までとしております。

次に、18ページから19ページにかけまして、19. 選定について、本選定委員会の概略を説明しております。

次に、19ページをごらんください。20. 指定管理者の指定について、本選定委員会における指定候補者選定結果の答申を受けて、本市が市議会に対し指定候補者を指定管理者とする指定議案を提出し、可決後に指定するという流れを説明しております。次に、21. 指定管理者指定後の手続等は、指定管理者と交わす協定書の説明でございます。次に、22. 事務引継ぎについては、今回の指定管理期間終了時に、次期指定管理者に業務を引き継ぐよう求めています。次に、23. 指定管理者の形態変更等による再指定について、共同事業体の構成団体の変更等による形態変更の際の注意点を示しております。次に、24. その他につい

て、SDGsの取組、ネーミングライツを導入する可能性、都市公園指定管理者との連携について記載しております。

続きまして、20ページをごらんください。21ページにかけまして、別表1. リスク分担表、22ページに別表2. 管理運営状況一覧表をつけております。別表2では、現行の人員体制を左列に記載し、右列には市が求める今後の管理運営体制を説明しております。指定管理者が配置する従事者の体制として、総括責任者、図書館長、リーダー、サブリーダー、スタッフについて、それぞれの人数、兼務の可否を明示しております。なお、各従事者に求めている要件等につきましては、基本仕様書の2から4ページにおいて詳細に説明しております。ポイントについて要約いたしますと、リーダー、サブリーダーは司書資格及び図書館勤務経験を求め、図書館長以下図書館従事者には従来どおりおおむね70%程度の司書有資格者を求めると共に、図書館長に対しては3年以上の図書館経験を求めるが司書資格の要件を外して、よりマネジメントに優れた人材の確保につなげております。

次に、23ページをごらんください。24ページにかけまして、別表3.利用・運営・収支状況一覧表を、また、25ページには、別表4. 経費の推移をつけております。以上、簡単ではございますが、募集要項の説明となります。

続きまして、資料5「枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場管理運営業務基本仕様書（案）」をお開き願います。仕様書につきましては、指定管理者が行う業務の範囲及び内容を示すもので、指定管理者はこの仕様書を十分に考慮して施設の管理運営に努めることとなります。

1ページをごらんください。1. 指定期間、2. 業務の対象施設については記載のとおりでございます。3. 管理運営業務の内容については、2ページにかけて、(1)から(12)の業務を記載しており、各業務の詳細については、8ページから18ページにかけて、「業務要求事項について」として記載しております。

次に、2ページの4. 業務実施方針から、7ページの15. その他まで、業務の細かな仕様について記載しております。特に、今回の公募に当たりましては、2ページの4. 業務実施方針において(8)図書館とみどりの広場との一体的な利用を講じることを盛り込んでいることが特徴となっております。

次に、8ページをごらんください。「業務要求事項について」求める業務の詳細について、開閉館業務に始まり、図書館・広場、それぞれの専門業務や施設維持管理業務など、多岐にわたって記載しております。

次に、9ページをごらんください。図書館の業務につきまして、別紙

8「枚方市立図書館第4次グランドビジョン」、別紙9「第4次枚方市子ども読書活動推進計画」、また、11ページに別紙14「枚方市立図書館蔵書計画」など市の計画や方針を挙げ、その考え方の基、多様な事業展開を求めています。特に、図書館の新規登録者や貸出冊数の増加、子どもの読書活動の支援等の取組を提案することとしております。これらの事業につきましては、時勢を鑑み、ウィズコロナの観点からもSNSや動画配信サービス等も活用した事業を求めることとしております。また、同じくウィズコロナの観点から、本市で既に導入している電子図書館の利用を促進する事業についても求めることとしております。

次に、10ページをごらんください。みどりの広場の業務につきまして、(5)図書館と広場の機能連係業務で、年間最低でも4回以上のイベント等を行うこと、また、自主事業によるイベントや、広場での物品販売等の提案について記載しております。

次に、11ページをごらんください。別紙10「香里ヶ丘図書館建て替え基本計画」、別紙11「香里ヶ丘図書館・中央公園の一体的な整備の考え方」を踏まえ、図書館と公園の一体的運営により、魅力的な事業提案を求めています。

次に、12ページ中段以降は、施設維持管理業務を中心に、広報宣伝業務や感染対策業務、その他必要な業務等について記載しております。その中でも、17ページの(12)その他必要な業務の②Wi-Fi設備設置及び管理業務において、図書館内に利用者が無料で使用できるWi-Fi環境を設置すること、次に、18ページをごらんください。③書籍除菌機器の設置及び管理業務においては、感染対策及び利用者サービス向上のための書籍除菌機器の設置及び管理をすることを求めています。以上、簡単ではございますが、資料5の基本仕様書(案)についての説明となります。

次に、(別紙5)事業計画 確認事項一覧について、補足説明させていただきます。この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置づけているものでございます。内容としましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。左端から、それぞれ本市が当該施設の管理運営において求める事項、確認事項を記載しております。申請団体は、その右隣の「提案内容」の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載するものでございます。なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載します。これら右側2列の記載内容は、申請団体自らが記載するものであり、本市は一切、手を加えませんので、あくまで申請団体の責任の下、作成していただく位置づけになります。委員の皆様にご審査いただく内容は、あくまで事業計画書そのもの

のではありませんが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもありますので、そうした意味で審査の御参考にしていただければと考えております。以上でございます。会長、よろしくお願いたします。

会長： ありがとうございます。意見が多岐にわたる部分であると思えますけれども、この募集要項、基本仕様書、確認事項の部分につきまして、委員の先生方、御質問・御意見等ございましたら、御自由に発言していただけますか。どうぞ。

委員： 募集要項ですとか、基本仕様書に関しまして、特に、大きくは異存ございませんけれども、今回開館から2度目の指定管理ということで、これまでの利用状況ですとか、運営状況から見て、何か、また図書館のほうから大きな課題ですとか、あるいは今後、改善していったほうがいいような点として、何か把握されていることがありましたら、募集要項、選定基準の検討材料として教えていただきたいです。

事務局： まず、香里ヶ丘図書館は建替えを行い開館いたしましたのが、令和2年7月ということで、当初貸出冊数年間53万冊を目標としておりました。令和3年度につきましては、65万冊の貸出しということで、目標よりもはるかに多い利用をしていただいております。

課題といたしましては、今現在、当初想定していた以上に利用をしていただいておりますので、スタッフの方の繁忙状態というのが一部見られるというところで、今現在の指定管理者につきましても、その繁忙状況に合わせて臨時的にスタッフを雇用するなど御対応はいただいておりますので、さらに今後利用を促進していくためにも、そういったところの補強が必要になってくるかなという点です。

会長： みどりの広場のほうはどうですか。

事務局： みどりの広場につきましては、コロナの第6波が来まして、当初予定しておられましたイベント等がなかなか開催できておりませんでした。第6波が明けまして、ようやく香里ヶ丘中央みどり広場で青空お話し会や、みどりの広場の植物を使ってリースづくりをするなどの、図書館で講習をして、実際にみどりの広場の自然を使ってリースを作るというようなイベントを今現在は開催していただいております。これからはどんどん活用が進んでいくと考えております。

会長： よろしいでしょうか。

委員： ありがとうございます。もう少し続けてよろしいでしょうか。

会長： どうぞ。

委員： 御説明ありがとうございます。資料3の、香里ヶ丘中央公園、指定管理区域外のことではありますけれども、今回の図書館と直接隣接して共同使用するという、その部分に関する数値的な利用率のような情報はございますか。

事務局： 運動広場の利用率等は、現指定管理施設でございますので、カウ
ント等はしておるんですけども、小グラウンド等、その他の施設につい
て具体的に利用率等はございません。

委員： 分かりました。では、運動広場は、その図書館からブリッジでつな
がっているエリアも含まれているということでしょうか。

事務局： 運動広場は、図書館につながっておりますみどりの広場ではありま
せん。図書館の指定管理区域外でございます、この図面でいうと、右
上に隠れて見えていないんですけども。

委員： そうなんですな。

事務局： ここに運動広場がございまして、その利用率を参考にお示しさせ
ていただいているというところです。

委員： 分かりました。じゃあその丸い、今、図形の書かれているエリアの、
そういった今回新しく設置されたみどりの広場の利用率などに関して
はどうでしょうか。数値でなくても構いません。

事務局： こちらは終日開放のエリアです。例えば、ちょっと抽象的なことな
んですけどもみどりの広場が令和元年度からオープンしまして、例え
ば芝生に関して、サークルの内側に芝生がございまして、そこが初め
はかなり繁茂している状況からスタートした中で、今かなり踏圧がき
つくて、芝生がちょっと弱っているという状況で、維持管理のところ
もあるんですけども、それだけ子供たちに利用されて使っていただい
ていると、一つの目安と思っています。

具体的にイベントについては許可件数等もありますが、コロナでほ
とんど開催できないという状況で、その利用率というほどのものはない
です。利用としては、ほとんどされていないという状況でございます。

委員： 分かりました。先ほどのその香里ヶ丘中央公園の有料施設の令和元
年度からの利用率はずっと60%ぐらいが続いていると思うんですけ
れども、この変動については、今回の図書館の新しい整備による影響
は何かあると判断されていますか。

事務局： 基本的には従来から、土日に関しましては利用がほぼ埋まっている
状況で、平日に関しては低調というところで、その傾向は特に変わっ
てございませんので、特段図書館ができて新たに利用率が増えたとい
うことはございません。

委員： 分かりました。ありがとうございます。60%という数字が大体続
いているんですけども、例えば、新しい図書館が整備されたのに、
利用率が変わらないとも読めますし、あるいはコロナにもかかわらず、
この60%台をキープしたとすると、非常に住民の利用率としてはい
い具合にいつているのかなというふうにも捉えられるなど、二つどち

らか分からないですが、そういった視点で見えておりました。ありがとうございます。以上です。

会 長： 他の委員いかがですか。

委 員： 今回の委員からの御質問にも関わるんですけども、今おっしゃったのは、事務局のほうからお教えいただいたように、職員の負担が非常に過剰になってきている、もしくは、ぎりぎりで回っているという状況であるとするならば、昨年度の人件費をベースに、大阪府の最低賃金を参考にというのは、これは2%にかかるんだと思いますが、大阪の2%だけの上昇という形を取った場合、これから5年間の業務というもので、さらに利用が増えたときに回せるのかどうか。そして、最悪の場合、最低賃金を下回ることはないにしても、レベルが下がってしまうというようなことがないのかどうかというのを懸念するんですけども、この利用料の算出が上限であるとするならば、今おっしゃった今後の予想というものを含めて大丈夫なものなのか、一応確認できればと思います。

事 務 局： この人件費についても、実績額をベースに算出しているものとなっているんですけども、これとはほかに、サウンディング等で事業者のほうから参考のお見積もりもいただいております、それを見る限りでは、人員を今よりも増やして提案されているところもありましたが、この2%の上昇でカバーできる範囲でありましたので、実績額から2%の上昇で可能かと考えております。

委 員： 分かりました。それについては、当然、指定管理者業者のほうがそういうふうに出されることが想定されるんですけども、その想定されている内容というのは、枚方市が期待されている今後の利用の上昇もしくは、サービスの向上というものに見合っているのかどうかという観点で、ちょっと心配だというふうに思った次第です。それを含めて大丈夫で、少なくとも5年間については、これでいかれるという方針ということでしょうか。

事 務 局： そうですね。そのサウンディングの際に、事業者から聞いている内容としましては、スタッフの増加はもちろんなんですけれども、夏季などの繁忙期における短期スタッフの雇用も含めて、人件費算出していただいておりますので、季節的に利用が増加する際にも、滞りなく運用できるように見積もりしていただいております。今回の指定管理料上限額については、そこもカバーしていけると判断しております。

委 員： 分かりました。ありがとうございます。今回の件について了承いたしました。おそらくコロナの時期、その他で大きく変化していくという状況や、また、先ほど説明がありましたように電子書籍というものの利用で、大きく状況が変わるということがあり得るかもしれません

ので、その辺りを含めて、経費の使い方というんですかね。実際に、どのようなものを求め、どのような形でそれらを回していただくのかということに関して、さらに検討のほうは続けていただければ有り難いなどというふうには思っております。これは、最後の部分はコメントでございますけれども、よろしくお願いたします。

事務局： ありがとうございます。

会長： 他の委員いかがですか。

委員： 今回の募集要項や仕様書に対してはいいんですけれども、これからのことについて、この図書館と広場と一体的に指定管理者に委託するっていうことは、非常にほかに例を見ない画期的なことだと思って、どういうふうに運用されるのかと、非常に楽しみなんですけれども、その際に、やはり図書館の周りが非常に閑静な住宅地で、すぐ隣に商業施設があり、非常にきれいな町並みがあったりする。地域として非常に魅力的な地域だと思うんですね。だから、地域にとって、この図書館が広場にもにじみ出して活用されるっていうことは、地域にも大きな影響を与えるものだと思うんです。ですから、イベントを何回すればいいとか、毎年指定管理者の評価をする際に、5回やりましたね、良かったですっていう、それだけでは駄目だと思うんです。そのイベントを通じて、どんな地域を目指すのかというところを、市が示す必要があると思うんです。市役所でうんうんうなって考えても分からないので、市役所と、それから地域の方々、商業者の皆さんと指定管理者の方々と、図書館と広場でどんな地域、コミュニティを創り出すのか、どんな人材を育てるのかというようなことを、ぜひ議論する場を設けてほしいと思います。それがモニタリングを活用することになるかもしれませんが、そういうことを意識して、これから5年の運用をしてほしいと思うんです。この募集要項を作ること、仕様書を作ることっていうのは、指定管理者制度の特徴からすると、担当部局が、この地域のための施設はどんなのものがいいかというのを出すことなんですよね。だから、それをもっと重視して、そういうのが余り見られないというのが、ちょっと残念だなと思っています。でも、これは急にできることではないので、これからのことで構いませんので、ぜひ、非常に先進的な取組をされる図書館ですので、まちづくりの部局の人と一緒に議論をしたほうがいいのかもかもしれませんし、モニタリングプラスアルファみたいな形で、そういう議論の場をもって、次の5年の指定管理者のときには、そういうビジョンを市から示して、そのビジョンを目掛けて指定管理者と民間の知恵を使いながらやっていくというような、そんなことがすごく大切な案件じゃないかなと思います。以上です。

- 会 長： ありがとうございます。
- 事務局 長： ありがとうございます。
- 会 長： 副会長、いかがですか。
- 副 会 長： 公園とかの専門家じゃないので、その辺は先生のお話を聞いてなるほど感じております。私も、すごくすてきな環境で、新しくできた本当にすばらしい施設だなと思っております。ちょっと近くの方に知り合いがないので、どのような使い方をされているのかというのが、今、先ほど市の方が言っていたことしか分からないので、どの程度、近隣の方の生活に関わっているのかというのは良く分からないんですけれども。イベントがなかなかしにくかった状況なので、3年間という期間でどれぐらいの地域に根差しているのかが分からないんですけれども、専門家の先生が、今言っていたことを、今後仕様書とかに反映していただけたら、よりよい選定になるのではないかなと思っております。以上です。
- 会 長： 本当に貴重な御意見賜りまして、ありがとうございます。このあたりの点につきましては、プレゼンテーションで意識して聞かせていただければと思っております。募集要項、仕様書についてはこれよりよいでしょうか。
- （「異議なし」 全員の挙手を確認）
- 会 長： それではこの内容で、確定いただけたらと思います。
- 事務局 長： ありがとうございます。

案件3. 指定候補者選定について (3) 選定基準について

- 会 長： 引き続きまして、選定基準について、事務局のほうで御説明いただけますか。
- 事務局 長： それでは、選定基準について御説明をいたします。資料6、選定基準（案）をごらんください。この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様にご申請団体を御評価いただく際の基準となるものでございます。
- まず、1の指定管理者選定基準の位置づけ及び選定の基本的な考え方といたしまして、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。次に、2として、本委員会の審議体制について、3として、審議・評価の方法について、それぞれ記載のとおり、本委員会において申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、評価を御決定いただく旨を記載しております。次に、4として、選定結果の公表については、各申請団体に通知するほか、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。

次に、2ページをごらんください。ローマ数字のⅡ 選定委員会における審議の内容について、御説明をいたします。まず、1. 内容審査でございますが、資料の4ページ以降、この事業計画に関する内容審査の表、一番左の欄の「要求事項」を単位として、2ページに記載のとおり、1から5までの5段階で御評価いただきます。詳しい手順は後程、別の資料を使って御説明をいたしますが、まず、各委員に1から5までの5段階で評価をいただきます。その後、全委員の評価を踏まえ、要求事項ごとに、選定委員会としての評価を、1から5の5段階で合議により決定いただきます。その評価に応じた乗率を掛けて得点を算出します。内容審査は600点満点とします。

次に、ローマ数字のⅢ 指定管理料につきましては、資料2ページの下のように記載している計算式によって得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料（5年間分）の合計額のうち、最も低い額を提示したものを満点の400点とし、2番目に低い額との差を400点から差引きして点数化をするものでございます。

次に、3ページ、ローマ数字のⅣ 総合評価についてですが、指定候補者の選定につきましては、事業計画の内容審査（600点満点）と、指定管理料（400点満点）をそれぞれ得点化したものを合算し、1,000点満点とする総合評価方式で行っていただいております。

恐れ入りますが、審査、評価方法に係る考え方等の詳細につきましては、参考資料4の【「資料6 指定管理者選定基準」に係る補足説明資料】により御説明をさせていただきたいと存じます。参考資料4をごらんいただけますでしょうか。一部、先ほどの説明と重複いたしますが、まず、指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点600点満点と、申請団体から提示された指定管理料の得点化による400点満点の合計1,000点満点とする総合評価方式でございまして、指定管理料につきましては、最も価格の低い額を提案してきた申請団体を400点として、その他の申請団体の得点化は、資料記載の計算式により算出するものです。内容審査につきましては、資料1ページ目の下段に記載しておりますが、「選定基準」（抜粋）のとおり①経営方針や、②指定管理者の指定を申請した理由といった「要求事項」を単位として、1から5の5段階評価を行っていただくものとなっております。

次に、2ページをごらんください。評価に係る具体的な手順を記載しております。行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかを御確認いただきます。資料に記載しております図は、申

請団体から提出されてまいります書類の一つである「事業計画確認事項一覧」でございます。この資料を目当てに、本市の求める「確認事項」に対する提案がなされているのか、その概要と共に、事業計画書本体における掲載ページの記載内容を御確認いただきます。

次のページ、3ページをごらんください。行程②といたしまして、事業計画書への記載内容が本市の求める「確認事項」を満たしているかどうかについて、御判断いただいた上で、各委員においてそれぞれ評価を行っていただきます。なお、事業計画書の記載内容だけで「確認事項」を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や、疑問点がある場合等は、申請団体によるプレゼンテーションの場で、質疑等を行っていただき、御確認、御判断いただくものとなっております。その上で、まず、パターン①と記載しておりますが、「確認事項」を満たしていると御判断された場合でございます。本市が求める基礎的事項である「確認事項」を満たしている場合は、まず、基礎点の(3)の評価であることが確定します。続いて、「加点事項」に該当するかどうかの御確認、判断をいただくこととなっております。「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書において「確認事項」を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項でございます。その内容につきましては、資料下段の図「選定基準」(抜粋)におきまして、角の丸い四角で囲んでおります列に記載しております。申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容をすべて満たす提案が行われている場合、例えば、①経営方針において、1から4の加点事項がすべて満たされている場合は5の評価となり、一部が満たされている場合は4の評価となるものです。

次に、4ページになります。次に、パターン②といたしまして「確認事項」を満たしていない場合の取扱いでございます。「確認事項」を満たしていない場合は、3の評価とはならず、5や4の評価にもなりません。減点に係る評価である、2または1の評価の御判断をいただくものとなります。それぞれ2の評価は「確認事項」についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、1の評価は「確認事項」についての記載がない、または、確認事項が求める内容を全く理解していない記載が1項目でもある場合としております。ただ、例えば、申請団体のプレゼンテーションで、内容が不明確な部分が明確になった場合など、2の評価と思われていたものを3の評価に変える等の御判断をいただくことも想定されるものでございます。

次のページ、5ページに進みます。行程③といたしまして、申請団体によるプレゼンテーションを経て、各委員による評価を行っていただき、その内容を事務局にて取りまとめさせていただきます。最後に、

行程④といたしまして、第3回委員会で、各委員による評価結果の集計表をお示しさせていただきます。委員の皆様にはその結果を元に議論いただきながら、要求事項ごとに、1から5の5段階で、選定委員会の評価を御決定いただきます。

資料の下段の「評価集計表（内容審査）イメージ」の表をごらんください。表の右半分を見ていただきますと、一つの申請団体に対する各委員AからEまでのそれぞれの評価と、それらの平均により算出した仮の評価としまして「委員会としての評価及び得点（仮）」を記載しております。この結果を踏まえて要求事項ごとに委員会としての評価を、合議により御決定いただきます。委員会としての評価が確定しましたら、事務局において、要求事項ごとに配点に、評価に応じた乗率を掛け、要求事項ごとに得点と、内容審査の合計得点（600点満点）を算出いたします。また、指定管理料の額に対する得点（400点満点）を合算した総合評価点及び順位を記載した「評価結果」を委員会で確認し、最終決定をいただきます。以上が、審査、評価に係る大まかな流れとなります。

なお、次のページには、参考といたしまして要求事項ごとの得点化に係る評価の基準と、各委員による評価表のイメージを記載しております。評価表には、1から5段階の評価を御記入いただく欄と、それぞれ評価の理由を記載いただく欄がございますので、選定委員会において委員の皆様で御議論、御発言いただく際に御活用いただければと考えております。

次に、資料6にお戻りいただけますでしょうか。4ページから6ページにかけての部分が「事業計画に関する内容審査」になりまして、そちらをごらんください。事業計画に関する内容審査でございますが、配点のウエートを記載させていただいております。まず、「1. 申請団体の経営方針等に関する事項」が10%の60点、「2. 施設の経営方針に関する事項」が67%で400点、「3. 施設の管理に関する事項」が12%で70点、「4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項」が3%で20点、「5. 緊急時における対策に関する事項」が5%で30点、最後に「6. その他」が3%の20点となり、先ほどの御説明させていただいたとおり、委員の皆様お一人の持ち点は600点が満点となります。加点事項につきましては、例えば、配点ウエートの高い「2. 施設の経営方針に関する事項」であれば、6ページ目の確認事項の「23. 図書館と公園の機能関係を視野に入れた図書館と広場との一体的な運営が提案されている」では、加点事項「22. 図書館と公園の機能関係を踏まえ、利用者サービスを向上させる運営が提案されている」と設定をさせていただいております。説明は、

以上となります。よろしくお願いいたします。

会長： ありがとうございます。選定基準の部分の話になっていると思うんですけども、私のほうから、最初に1点だけ確認したいのですが、例えば、評点がトップになった事業者を選ばないという選択もあるんですか。例えば、評点がトップの事業者さんでも、やっぱり問題だということになれば、もう結果的には選ばないという選択肢も与えられているんですかね。

事務局： 欠格要件に当てはまった場合、第1位の団体が選ばれず、2番目の団体が選ばれる可能性はありますが、特に欠格要件に該当しない場合は、選定委員の方の評価で最も高い点数になった団体を候補者に選定することになります。

会長： 分かりました。委員の先生方、御自由に御意見等をいただければと思います。

委員： 4割が、金額で決まるというのに、驚いているんですけども、余りに高すぎることはないでしょうか。これは変えられないことなのかもしれないですけど、考えてもらわなければならない、クリエイティブな部分が大きいと思うんですよね。それを金額で、先ほども人件費がもうぎりぎりですねっていうようなお話がありましたけれども、それにもかかわらず、金額4割でいくのは、これはどういう経緯で決められていて、全公共施設共通で変えられないものなのか、教えていただきたいなと思います。

会長： 事務局のほうどうでしょうか。

事務局： 基本的に指定管理料の配点は400点となっているんですけども、施設ごとに変更できる配点率ではあります。ただ、指定管理料400点、内容審査600点にしたのは、前回のときも400点、600点にしたという経緯もありますが、こういった様々な提案のほうをさせていただく上で、それでも効率的な、効果的な運営というの、図書館が掲げておられて、どこまでこの多岐にわたる提案を効果的に、効率的に上限額に収めていただけるかということも、重視したいと考えておられて、この配点とさせていただきます。

委員： どうなのでしょう。内容6割で、金額で4割っていうのは、非常に新しい施設で、新しい試みをやっている、市もまだこれをどういうふうに地域に生かしていくのかというのが見えていない状態でやっただくというところでは、ちゃんと人件費は取ってほしいと思いますし、頑張ってもらいたいと思うところへ、4割はちょっと高すぎるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。指定管理料の配点の割合を2割、3割とかに、できるだけ落とすべきじゃないかなと思うんですけども。

会 委	長： ほかの委員の先生方、今の点についてはどうでしょうか。
	員： 同じ点を言おうと思っていたので、一緒に言わせていただこうと思います。総合評価で金額が4割だと、総合評価の役割が随分下がるんじゃないかというふうに、私も思いました。できるだけ小さくしていただいて、1割でも構わないし、2割でも構わないし、もうゼロでもいいんですけども、今回の場合は特に、一体として運用するということは、確実に値段が上がるということだと思っています。それぞれやるよりも、足したほうがはるかに大変な作業だというふうに認識しておりますので、それについての提案というのを多くしていただくということを考えれば、金額ベースよりも内容ベースのほうが、はるかに重要だというふうに考えておまして、下げられるだけ下げてくださいという提案というか、お願いをしようと、私も思っておりました。
会 委	長： 委員いかがですか。
	員： 私も、内容を重視だとももちろん思いますけれども、例えば、現状での400点満点の算定式がありましたけれども、実際の提案価格の差が得点にどの程度の開きを生むのか、その辺りのことも含めて、4割にするのか、2割にするのかというところを決めていくほうがよろしいんじゃないかと思った次第です。
会	長： なるほど。この点は副会長いかがですか。
副 会	長： 私は、枚方市の選定委員会は結構長い間やらせていただいているんですけども、確か指定管理者制度が始まった当初はもっと金額の割合が高かったと記憶しています。また、他の施設では専門委員の先生方から、価格点の割合を下げるべきじゃないかという意見が出て、金額の部分のパーセンテージを下げたところではあったと思います。今までのプレゼンテーションを拝見し、感じたところでは、金額が安いからということで、質が悪いのに選定されたという業者さんは恐らくなかったかなと思うんですけども、すごく競ったときに、やはり金額のウエートが高くなっているのかなと思うので、その辺やはり予算のこととかもありますし、質のいいサービスを安くというのが、正直それも大事だとは思うんですけども、今業者さんがすごく苦労されているところがあると思うので、その辺は、多数決で決めれるかどうか分からないですけども、専門家の先生の御意見を参考にして、柔軟に応用していただけたらいいなと思っております。以上です。
会	長： なるほど。本当に貴重な御意見をいただいて、ありがとうございます。もう一回、事務局のほうに確認いたしますけれども、例えば今、事務局の考えているやり方で、1番になった業者さんがいて、2番に

なった業者さんがいた場合、選定委員会で2番の業者さんを候補に選ぶということは可能なんですかね。どうなんですか。

事務局： 欠格要件とかに当てはまった場合は、1位の団体が選ばれずに、2番目の団体という可能性はあるんですけども、特に欠格要件がない場合は、選定委員の方の評価で、1番の点数になったところを候補者に選定することになります。

会長： 最後に、評価点を出すじゃないですか。そのときに、価格の部分、価格の部分の40%ですか、それを除いた60%の部分の評定による順位もできるわけですか。

事務局： それも出ます。最後、指定する際は、総合評価で出ますが、それぞれの順位というのは出るようになっております。

会長： そうすると、そこら辺の内容部分に関しての順番を重視して、逆に、価格のほうで下回っている事業者さんを、トップにするということも可能なんですか。

事務局： 金額で勝っていても、600点満点のほうで勝っていて、合計が上回ってれば選ばれることはあります。あくまでも総合評価となりますので、金額のほうと内容審査の配点の順位が絶対に同じになるというわけではないという認識でおります。

会長： でも、基本的には、私の質問についてはできないということですね。

事務局： そうですね。欠格要件とかあるわけでない場合は、総合評価で1番のところを基本的には指定ということになります。

会長： 分かりました。それと、もう一つ関連した質問なんですけど、最後に各先生方の評価が出て、それが集計されますよね。その際に今一度、内容評価のほうの評点を各先生が変えるということもできるのですか。

事務局： はい、可能です。3回目の御審議のときに、委員の先生の評価を変えていただくことも可能ですし、その際に、最後合議していただくこととなりますので、それは可能です。

会長： 分かりました。そうすると、価格面で、一応の順位が出るものの、その内容面に対しては非常に重視しなければならない事案だと思いますので、最後の部分で、その点数の変更の余地はあるということなのですか。

事務局： はい、それはそのとおりです。

会長： そうすると、やり方としては先ほど委員からの御意見で、もっと40%を下げるか、それとも取りあえず40%は維持して、最終的な部分で、内容を重視したような形の結果に持ち込むということも可能なんですかね。

事務局： そうですね。可能ではあります。

委	員：	よろしいでしょうか。実際問題として、この点数が大きく影響するということはないような気はいたします。トータルとしての費用が、その他として得点が大きく影響しないケースのほうが、多分、多いだろうと思います。ただ私自身の経験でも、4度ぐらいでしょうか、この最低点数の割合というか、金額がひっくり返った例というのに遭遇しております、実際あったということは確かではあります。
		もう一つ、問題なのは何かというと、審査の点数の配分というのは公開されているのでしょうか。
事	務	局：
		指定管理料の得点と内容審査の得点の割合については募集要項に記載させていただいております。
委	員：	ということになるならば、実際に指定管理料の部分が大きいという形の提案を行うことで、今後についても実際内容よりも金額面というような形のアピールと申しますか、そういうふうなことを、政策は通っているんだということを示すことのほうが、より望ましくはなるんではないかと思っています。
		今回のようなケースで、特に新しいものを行うときに、実際面として、指定管理料の割合というのは、比較的従来に比べても下がっているというような形にしていただくほうが、実際のこういう新しい運用をする、そして、今後どんどん変わっていく分野の場合は望ましいというふうにも考えておまして、現行の指定管理料から変更が余りにしても、できるだけ指定管理料の割合を下げさせていただいて、内容重視の提案をするようにというアピールをしていただきたいというふうには考えます。
会	長：	良く分かりました。事務局にお尋ねしたいんですけども、変更の余地はあるんですか。
事	務	局：
		事務局側としましては、この基準の配点の割合につきましても、先生方の御意見を聞かせていただいて、先生方に決定していただければと思っておりますので、事務局側として4対6しかできないということはありません。この場で、もし3対7でしたり、2対8というのを決めていただければ、この場でそちらに合わせさせていただきまして、もし、ここで決まらなければ、会長に一任させていただいて、後日、決定ということにさせていただこうと思っております。
会	長：	はい、ありがとうございます。この場で、委員、具体的に御提案できますか。
委	員：	8対2じゃないでしょうか。
会	長：	8対2ですね。
委	員：	こういう配点でやるっていう担当部局の姿勢なんですね、これ。
会	長：	なるほど。

委員： だから、それをここで内容をととても重視しているんだっていう態度を明確に取る必要があるなという気がします。結果的に会長がおっしゃるように、最終調整というのはできるとは思っているんですけども。8対2でいかがでしょうか。

会長： なるほど、委員いかがですか。8対2。

委員： 可能であれば、私も委員の御意見に賛成します。あと、最低価格を、最低限度を決めておくのかどうかという点と、それから、これ例えば、1位、2位の差がどの程度出たときに、例えば現状ですけども、400点が380点になるとか、その金額に対する400点満点換算というものの例を、今可能でしたら弾いていただけないかと思えます。

会長： 今の点は、事務局のほういかがなもんですか、2点ございましたね。

委員： 例えば、4億円という提案と、3億8千万円という提案が出てきた場合、この2千万円の差が、400点満点でどうなるか、そういう御質問になります。

会長： 事務局のほうお答えできますか。

事務局： すみません。少々お待ちいただけますでしょうか。

委員： ざっと100万円、1点じゃないですか。100万円、1点で400点満点と、そういう感じだと思っているのですが。

事務局： 今、委員先生から言っていた、4億円と3億8千万円であつちよつと試算してみますので、少々お待ちいただいてもいいですか。

委員： ややこしいお尋ねをして申し訳ありません。最低価格が決まらないと、算定できないと思えますので、次回にしたいと思えます。

事務局： 時間かかって申し訳ございませんでした。資料4の募集要項の提案上限額のところに、数値的判断基準値というのを示しておりまして、申請いただいた事業団体のすべての平均の85%の基準値を下回った場合は失格と定めておりました。なので、申請していただいてから、最低価格というのは割り出すものになりますので、今、この提案上限額に対しての何割というのは今の段階では定められないというような形ですね。申し訳ございませんでした。

会長： 委員、今の事務局の回答いかがですか。

委員： 状況分かりました。そうしますと、やはり委員がおっしゃったように、やっぱりここは何対何というふうな姿勢を示すものだということが、むしろ大切だと思いますので、私も委員御提案の意見に賛同したいと思います。

会長： 他の委員はいかがですか。

委員： 低いほうが、さすがにゼロや1というのはないと思えますので、そのほうが良いと思っております。

会 長： 副会長はどうですか。

副 会 長： 何%が適切なのか分からないんですけれども、各委員会で、やはり金銭的なところの割合が高いっていうのは、皆さん同じような意見でいらっしゃるので、そこは皆様の意見に従いたいと思います。以上です。

会 長： 分かりました。おっしゃられるように、最終的に妥当な採決を図るという以上に、やっぱり枚方市の姿勢を示すことが私も重要だと思いますので、20%でやってみたいと思うんですけれども、事務局のほうにお尋ねしますが、それで対応できますか。

事 務 局： お時間いただいております、申し訳ありませんでした。最初に、先ほどの失格価格の件ですが、この募集要項のほうに載せさせていただいているとおり、調査基準価格というものも設定させてもらうことになっております。ただ、こちらのほうは明確に何%というのをここでは定めているものではありませんので、所管課のほうで定めさせていただいております。これを下回った場合は、その提案額で適正な業務履行が可能か、申請者から調査書をいただいて、そこで判断させていただくという形になっております。もう一つのほうが、失格価格として数値的判断基準値というものを設定させていただいております、それが先ほど申し上げた申請者の平均の85%ということになっております。

今、提案いただきました2対8の割合についてなんですけれども、もしよろしければ、事務局側で持ち帰らせていただいて、また会長のほうと御相談させていただいて、決定とさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

会 長： 委員の先生方の御意見いただきまして、2対8の御意見だったと思うんですけれども、やっぱり市民からの、例えば何で高い事業者を選定したのかというような意見等があった場合に対して、どう対応するかというようなことも、事務局としては考えざるを得ないと思いますので、持ち帰りということで、ほかの委員の先生方もそれでよろしいでしょうか。先生方の御意見を反映した形にはしたいと思っておりますけれども、今、即決できないようなので、御理解いただければと思います。

○（「異議なし」 全員の挙手を確認）

会 長： ありがとうございます。それでは、事務局、お願いします。

事 務 局： ありがとうございます。

案件4. プレゼンテーションの実施方法について

会 長： それでは次に「(4) プレゼンテーションの実施方法について」を議

題とします。事務局のほうから説明をお願いできればと思います。

事務局： それは、プレゼンテーションについて御説明させていただきます。プレゼンテーションの実施方法については、資料の7「第2回 枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指定管理者選定委員会の進行について」をごらんいただきます。

まず、日時でございますが、こちら9月の27日の火曜日、午後1時から、場所は枚方市役所別館4階特別会議室で開催したいと思っております。

次に、プレゼンテーションの全体のスケジュールでございますが、まず、プレゼンテーションに入ります前に、評価方法について御確認をいただいた後、評価の観点や考え方等、共有すべき認識などについて御協議いただいた上で、申請団体のプレゼンテーションに入っているかどうかと考えております。プレゼンテーションの時間でございますが、1団体につき、準備の時間を除いて10分間、また、プレゼンテーション後に15分程度の質疑時間を見込んでおります。申請団体退室後に、事務局への質疑を行っていただいております。申請団体が複数の場合、プレゼンテーションの順番につきましては、申請受付順とさせていただきます。また、申請団体が1団体のみであった場合のスケジュールについて、事務局から提案がございます。

本委員会の開催日程については、当初、全3回と説明させていただいておりましたが、申請団体が1団体のみであった場合は、本来、第3回の委員会で予定をしております評価、合議、答申について、この際、次回の第2回選定委員会のプレゼンテーション後に行っていただいております。なお、第2回に御答申いただきますと、第3回の委員会は開催しないということになります。説明は以上です。いかがでしょうか。

会長： ありがとうございます。プレゼンテーションの日程、それから申請団体が1団体の場合は、2回で終わるといような御説明だったと思うのですが、御意見等ございましたら御発言ください。

委員： 分かりました。結構でございます。

会長： 特に御異議がなければ、そのようなやり方でやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは、次の案件「(5) その他」について、事務局のほうで説明をお願いします。

案件5. その他

事務局： その他といたしまして、参考資料の5評価メモについて御説明をさせていただきます。今後の予定でございますが、本日の委員会が終わ

りましたら、募集要項・仕様書等をホームページで公表し、申請期間中に申請団体が事業計画書等を提出してまいります。その申請状況等につきまして、委員の皆様にもメールで御報告をさせていただくと共に、申請団体から提出された事業計画書等の書類につきましても郵送で、皆様にお届けさせていただきます。その際に、この「評価メモ」を事務局のほうで作成し、一緒に送付させていただきます。これは、各団体から提出された書類を元に作成しますので、本日の資料はイメージとしてごらんいただければと思います。内容といたしましては、団体からの申請書に添付いただく「(別紙5) 事業計画書 確認事項一覧」の内容に、「評価メモ」欄を加えたものでございます。委員の皆様には、申請団体の事業計画書の内容確認や、書面上の事前評価を行っていただくと共に、疑問点等につきまして、メモ書きするなど活用いただき、次回のプレゼンテーションでの申請団体に対する質問、御確認に備えていただければと考えております。また、次回の委員会後、委員の皆様から評価を御提出いただく際、施設の選定に当たっての評価コメントをいただきたいと考えておまして、この「評価メモ」は、その際の参考資料にもしていただけるものと考えております。なお、申請団体が1団体であった場合でも、審査、評価は行っていただき、当該団体が指定管理者として適当かどうか、最終的に合議、答申いただくこととなるものでございますので、よろしくお願いをいたします。

また、申請団体の応募状況を含めまして、本委員会の審議内容につきまして、御答申をいただいてから公表することになっております。誠に恐縮でございますが、御留意いただければと存じますので、合わせまして、よろしくお願いをいたします。資料の説明は、以上です。よろしくお願いをいたします。

会 長： 現地視察に関しては可能ですか。

事 務 局： 可能です。

事 務 局： 繰り返しになりますけれども、次回の「枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指定管理者選定委員会」は、9月27日の火曜日、午後1時から、枚方市役所別館4階の特別会議室にて開催させていただきますので、御出席のほど、よろしくお願いをいたします。今、おっしゃいました施設の現地視察につきまして、委員の皆様の中で御希望の方がいらっしゃいましたら、日程を調整させていただきたいと思っております。

会 長： それでは、以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。貴重な御意見を賜ることができたというふうに思っております。よって、当選定委員会を閉会いたします。委員の皆様方、本委員会の運営に御協力をいただき、本当にありがとうございました。また、次回もよろし

くお願いいたします。

(12:00 閉会)